

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(○○)第●●号 損害賠償請求上告事件

国側当事者・国、今治税務署長

平成23年8月3日棄却・確定

(第一審・松山地方裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成22年4月20日判決、本資料260号-67・順号11423)

(控訴審・高松高等裁判所、平成●●年(○○)第●●号、平成23年3月4日判決、本資料261号-41・順号11631)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成23年8月3日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 宮川 光治

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

当事者目録

上告人	甲
被上告人	国
同代表者法務大臣	江田 五月
同指定代理人	安部 賢
被上告人	今治税務署長 平尾 芳夫